

## 厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第85号、横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、「マイナ保険証への切り替えに伴う現行制度からの変更点」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、「規約改正に伴う影響」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号、横手市病院事業管理者の給料額、旅費額及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「病院事業管理者の給料の減額について、100分の10を乗じて得た額とした理由や根拠は何か」との質疑に対し、当局より、「市長等の処分に合わせ、病院事業管理者自らも処分を受けたいと申し出たもので、減額の内容については市長の処分に足並みをそろえたものである」との答弁がありました。

このほか、「不祥事への対応」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案 3 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 88 号、工事請負契約の締結について（柳田工業団地拡張造成工事）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 93 号、市道路線の廃止について（4 路線）及び議案第 94 号、市道路線の認定について（4 路線）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

議案 2 件について、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案9件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第84号、使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「市の都合もあるかと思うが、物価高騰の影響や経済対策を優先してほしいというたくさんの方の声がある中で、いま使用料を上げるべきではないと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「当初の計画どおり改正する方向や、昨今の物価高騰の影響を加味してしばらく維持する方向など様々な形で検討してきたところである。使用料の見直しについては、統一的な積算方法を基に、継続的・定期的に行うということで計画を立ててきた経緯があり、これまでどおり5年に1回で進めたい。また、今回の改正で使用料が上がる施設は138室となるが、使用料が下がる施設も99室ある。そのような部分も勘案し検討を進めてきた」との答弁がありました。

このほか、「使用料算定における利用率の反映状況」や「Y<sup>2</sup>ぷらざにぎわい広場の使用料の計算方法」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号、横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「分団長以下の報酬が上がるが、この金額の根拠は」との質疑に対し、当局より、「令和4年3月に国から消防団員の年額報酬標準額についての通知があり、改正額については国が示す額と同額となっている」との答弁がありました。

これについて委員より、「消防団員は、団の活動だけでなく、その地区のリーダー的存在でもあると思う。標準額に合わせたというだけでなく、地域活動のリーダーとしての期待も加味された内容であるべきと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「消防団員は消防活動だけでなく、

地域のコミュニティにおいて様々な場面で核となる大切な存在である。今回の処遇改善については、一義的には標準額を目指したところではあるが、改めて消防団の重要性を再認識しているところであり、将来に向けてはそのような部分も念頭に置いて進めていきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 87 号、横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例については、「料金改定の時期」や「今後の在り方の検討状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 89 号、財産の取得について（大型提示装置 70 台）については、「入札の際の仕様」、「予定価格の設定方法」や「契約金額の内訳」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 90 号、字の区域の変更について及び議案第 91 号、字の区域の変更についての 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

議案 2 件について、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 98 号、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 及び 議案第 99 号 横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「問題があったときに、特別職含め担当職員の上司に対する処分はあったのか」との質疑に対し、当局より、「基本的に不祥事

や事務ミスがあった場合、それに対する管理監督責任が認められれば処分の対象となる。また、非違行為等によって本人が懲戒処分を受け、管理監督責任を問われる場合については公表している。なお、事務ミス等で本人に対する処分が訓告や嚴重注意など懲戒処分に至らない場合は、公表基準に満たないため公表はしていない」との答弁がありました。

また、「警察に検挙された職員もおり、民間の会社であれば、解雇など重い処分になると思う。処分については地方公務員法で決められていると思うが、一般の方々から見ると身分が守られているような感じがする。そのため、市長が10%給料削減と言っているが、市民は納得しないのではないかと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「今回の不祥事や事務ミスなど、一連の態様を勘案し、特別職5人が市役所組織全体的な問題と考え、その責任を果たすべきと判断したものと捉えている」との答弁がありました。

また、「ここまで何件も続けて不祥事などが起こったことはこれまではなかったが、このことについてどのように判断しているか」との質疑に対し、当局より、「事務ミスが短期間に連続して起こったことについては、大変厳しく受け止めなければいけないと捉えている。また、一つ一つの事務ミスの起こった背景をしっかりと分析して、今後の業務に活かし、市民の皆様から懸念や不安を持たれることのないように努めていきたい」との答弁がありました。

討論では、青山豊委員より、議案第98号及び議案第99号に反対の立場で、「給与を減額しなくていいという意味ではない。市長は政治家であるので、政治家の身の処し方というのは自らが決めるべきであって、基本的にその内容についても私は尊重しなければならないと思う。しかしながら、今回の内容は市長と副市長、そして教育長も一律横並びというものである。それには非常に強い違和感を覚える。本会議の一般質問で市長は組織全体の問題であると、そして今後、不祥事や事務ミスを起こさないようにすることで責任を果たすという旨の答弁をされている。それはそのとおりではあるが、やはりこの処分というのは組織のトップとして、一定のけじめをつけるものと解釈すべきだと思う。であるならば、市長は同じような内容で処分されるというのは、やはり私は違うと思う。

市長は自らの市政の最高責任者としての職責をもう一度深く見つめ直

して、処分案を再提案するように求めたい。さらに教育長の部分に関しては、自ら申し出たということに対しては敬意を表するところである。しかしながら、やはり組織全体としての連帯責任だというような意味合いでの処分の申し出であろうことから、市長、副市長の案に対して反対する立場においては、やはり教育長においても反対せざるを得ないと判断する」との討論がありました。

議案2件について、起立採決の結果、いずれも起立なしにより、いずれも否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号、損害賠償（内払金）の額を定めることについて、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回の羽黒の柳の倒伏事故を受け、他の天然記念物の管理はどのように行っていくのか」との質疑に対し、当局より、「今回の事故直後に天然記念物の樹木全てについて、目視による確認を行い、隣接する道路や住宅等に対して差し迫って危険を及ぼす可能性はないことを確認している。今後、専門家の方と主要な樹木の調査を進め、10月までには結果が報告されることになっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。